

告 示

数人共同施行土地改良事業の換地計画の適当の決定

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の地区の換地計画を適当と決定したので、同法第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条6項の規定により公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者、その他これらの土地、物件又は権利につき権利を有する者で、当該換地計画の決定につき異議のあるときは、同法第52条の3において準用する同法第9条の規定により令和5年1月25日までの間、下呂市長に対して異議を申し出ることができます。

令和4年12月6日

下呂市長 山 内 登

1. 地区名

数人共同施行土地改良事業馬瀬名丸地区

申請人代表 成瀬 良巳

2. 縦覧場所

下呂総合庁舎4階農林部農務課

3. 縦覧期間

令和4年12月7日から

令和5年1月10日まで